

沖縄県漁業調整規則一部改正の概要

- (1) 規則中の地方名「えらぶうなぎ」の表記について、県民に広く用いられている「えらぶうみへび類」と変更し、「エラブウミヘビ」と「ヒロオウミヘビ」の標準和名を併記する。
- (2) 令和5年12月1日から、うなぎの稚魚についての漁業法第132条第1項の規定が適用され、何人もうなぎの稚魚の採捕が禁止されることとなったことから、規則における当該部分を削ることとする。
- (3) 沖縄県は知事許可漁業者に対して、漁業調整のため必要があると認める時に船舶に備え付け、かつ操業又は航行する期間中に常時作動させることを命令できる電子機器として、既に規定している衛星船位測定送信機（VMS）に加え、船舶自動識別装置（AIS）及び全地球測位システムに係る端末（GPS）を規定する。
- (4) 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであることから、規則において関係条文を改正する。